

西 蒲 区
認知症行方不明者
搜索マニュアル

はじめに

2022年（令和4年）から2023年（令和5年）にかけて実施された調査によると、65歳以上の認知症及び軽度認知障害（MC I）の高齢者数並びにそれぞれの有病率の将来推計は、認知症の高齢者数443.2万人（有病率12.3%）、また、MC Iの高齢者数は558.5万人（有病率15.5%）と推計されています。

2026年1月現在、西蒲区の高齢者人口率は36.9%（全国平均29.3%：2025年9月）と新潟市内で一番高く、認知症を発症している人の数も多いと予測されます。

介護保険制度などにより在宅サービスは普及していますが、認知症の方が住み慣れた地域での生活を送るためには、地域でも家族以外の「目」が必要であり、地域での見守り体制を構築する必要があります。

近年、西蒲区内でも認知症高齢者が行方不明となり、亡くなられた状態で発見された事案が複数ありました。このような悲しい結末とならないよう、万が一身内の方や地域の方が行方不明なってしまった時に備えておくことが望まれます。

家族や身内だけで認知症の人を支えていくことは難しいため、地域で支える体制を作っておくことが必要です。普段から地域で相談し、下記の3点への取り組みを心がけてください。

- （1）一人でも多くの地域住民に認知症への理解を深めてもらう。
- （2）認知症の方を持つ家族が地域で気軽に相談できる環境を作る。
- （3）もしもの時に地域のネットワークが機能する仕組みを構築する。

是非とも、このマニュアルを活用いただき、もしもの時に備えた地域での協力体制を整えていただきたいと思います。

目 次

はじめに

◆家族編	1
◆（相談を受けた）親族・知人編	3
◆福祉関係者編	5
◆民生委員編・自治会長編	7
◆普段の備え編	1 1
◆搜索編	1 3
◆知識編	1 6

おわりに

◆家族編

認知症の方がいなくなったら

(1) 家の中や周辺を探す。

(2) 家の中や周辺を探し、見つからない場合は、家族だけで
搜索せず、できる限り早く警察に通報する。

★ 時間が経つほど行動範囲が広がり、通報の遅れが生存率に関わる。

★ 警察は通常の搜索の他、にいがたポリス
(新潟県警察公式アプリ) で情報提供します。



にいがたポリス
のダウンロード
はこちらから

(3) 民生委員※1や自治会長、福祉関係者※2などに協力を求
める。

★ 区役所はハートメールでの周知、出張所は地域によっては防災無線が
活用可能。

★ 福祉関係者は、各関係機関に情報を拡散、協力の呼びかけなどが可能
な場合があります。

もしもに備えて

(例1)のように、別添【様式1】を参考に必要な情報を記
載した緊急連絡先などを用意しておきます。

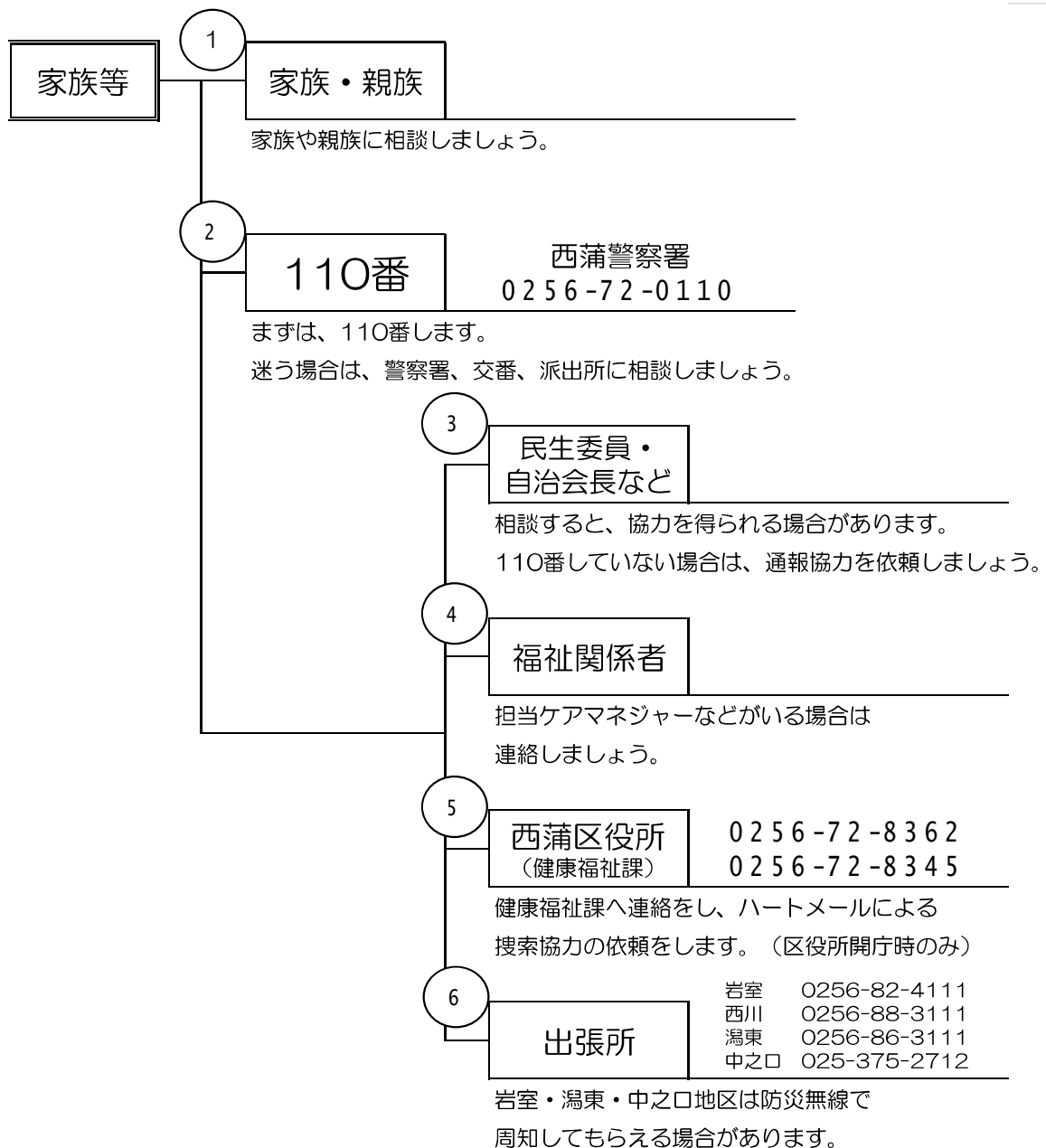
(1) 行方不明になる危険性が予測される場合は、あらかじめ
警察、民生委員、自治会長、地域住民などに情報を伝えて
おく。

(2) 伝える内容、伝えてほしい範囲を明確にして、個人情報
が悪用されないよう注意する。そのため、普段からコミ
ュニケーションを図り、関係性を築いておく。

★ 福祉関係者は、個人情報に関する守秘義務があり、一般の地域住民
などに情報を伝える際は、特に注意が必要。

- (3) 認知症の方はいつ症状が変わるかわからないので、普段から顔写真などをスマートフォンで撮影しておき、その日の服装なども気にかけるようにしておく。

(例1)【様式1】有事の相談・連絡手順（家族編用）



※1 正しくは民生委員・児童委員。わかりやすくするため民生委員と表現。

※2 西蒲区役所（健康福祉課）、西蒲区社会福祉協議会、地域包括支援センター、支え合いのしくみづくり推進員、福祉施設など。



(相談を受けた) 親族・知人編

相談を受けたら

(1) 相談者が警察へ通報したか確認し、通報していなければ110番するよう働きかける。

★ 時間が経つほど行動範囲が広がり、通報の遅れが生存率に関わる。

★ 警察は通常の搜索の他、にいがたポリス
(新潟県警察公式アプリ) で情報提供します。



にいがたポリス
のダウンロード
はこちらから

(2) 別添【様式7】聞き取りシート (P13参照) やメモで、相談者から聞き取れる範囲で詳しく情報を聞き取る。

★ 相談者から聞き取りがしやすいよう聞き取りシートを活用する。

聞き取りシートの用意がない場合は、メモに残す。

個人情報の公開の可否について、必ず確認する。

★ 公開する場合、最近の写真があれば提供してもらう。

(3) 民生委員※1や自治会長、福祉関係者※2などに協力を求める。

★ 相談者は冷静な思考状態ではないことが多いため、落ち着いて対処するよう心掛け、可能であれば相談者のそばに付添い、支援する。

★ 区役所はハートメールでの周知、出張所は地域によっては防災無線が活用可能。

★ 福祉関係者は、各関係機関に情報を拡散、協力の呼びかけなどが可能な場合があります。

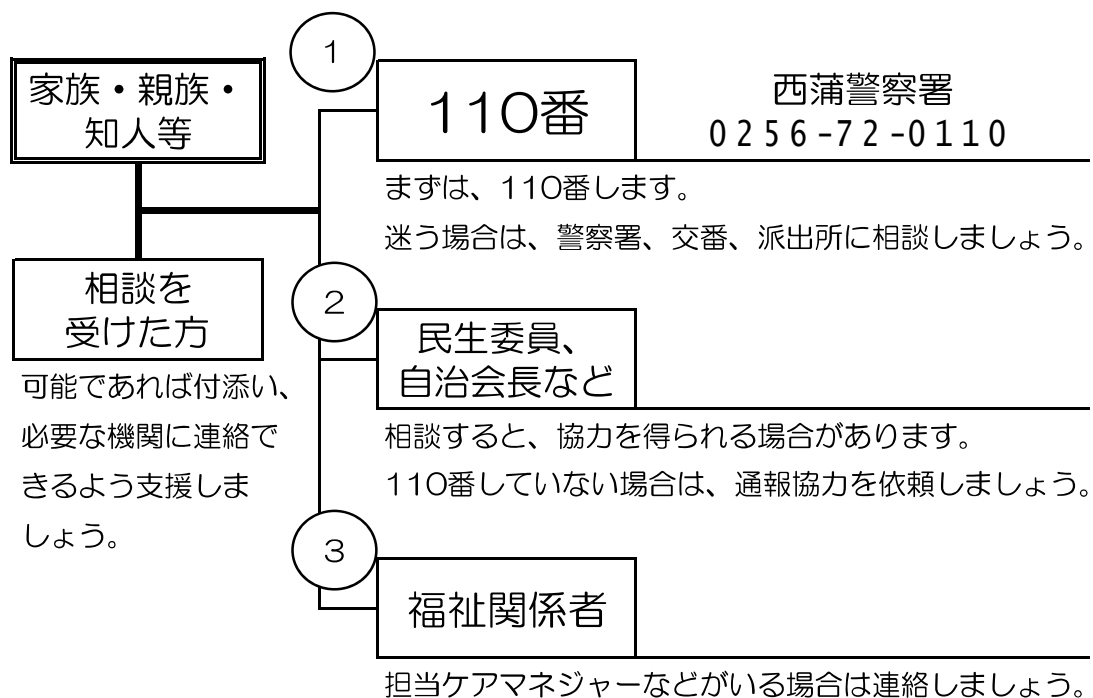
(4) 民生委員や自治会長、福祉関係者などの協力が得られない場合は、自分のできる範囲で協力する。

もしもに備えて

(例2)のように、別添【様式2】を参考に必要な情報を記載した緊急連絡先などを用意しておきます。

また、聞き取りシートも準備しておきます。

(例2)【様式2】緊急連絡先(親族・知人編用)



※1 正しくは民生委員・児童委員。わかりやすくするため民生委員と表現。

※2 西蒲区役所(健康福祉課)、西蒲区社会福祉協議会、地域包括支援センター、支え合いのしくみづくり推進員、福祉施設など。

◆福祉関係者※₂編

相談を受けたら

相談があった場合は、迅速に対応しましょう。

行方不明者の家族からの相談の場合、その家族は冷静な思考状態ではないことが多いため、福祉関係者は努めて冷静に対応しましょう。

- (1) 相談者が警察に通報したか確認し、通報していなければ110番するよう働きかける。

★ 時間が経つほど行動範囲が広がり、通報の遅れが生存率に関わる。

★ 警察は通常の搜索の他、にいがたポリス
(新潟県警察公式アプリ) で情報提供します。



にいがたポリス
のダウンロード
はこちらから

- (2) 別添【様式7】聞き取りシート (P13参照) やメモで、相談者から聞き取れる範囲で詳しく情報を聞き取る。

★ 相談者から聞き取りがしやすいよう聞き取りシートを活用する。

聞き取りシートの用意がない場合は、メモに残す。

個人情報の公開の可否について、必ず確認する。

★ 公開する場合、最近の写真があれば提供してもらう。

- (3) 民生委員※₁や自治会長へは相談者から連絡してもらうよう伝えるとともに、既存の連絡網などで他の福祉関係者などへ知らせ、協力可能か確認する。

①協力が得られる場合

→ P9「搜索の準備」へ

②協力が得られない場合

自機関のできる範囲で協力し、その他は警察や西蒲区

- 役所ハートメールなどの情報提供による搜索を求める。
- (4) 行方不明者本人が家に戻る可能性があるため、自宅で待機してもらうよう当事者家族または相談者へ働きかける。

(例3)【様式3】緊急連絡先（福祉関係者編）

福祉関係者	民生委員	
	自治会長	
	西蒲区社会福祉協議会	0256-73-3356
	地域包括支援センター	西川 0256-88-3122 中之口・湯東 025-375-8833 巻 0256-73-6780 岩室 0256-82-5501
	西蒲区役所 (健康福祉課)	0256-72-8362 0256-72-8345
	出張所	岩室 0256-82-4111 西川 0256-88-3111 湯東 0256-86-3111 中之口 025-375-2712

※1 正しくは民生委員・児童委員。わかりやすくするため民生委員と表現。

※2 西蒲区役所（健康福祉課）、西蒲区社会福祉協議会、地域包括支援センター、支え合いのしくみづくり推進員、福祉施設など。

◆民生委員※₁編

◆自治会長編

相談があったら

相談があった場合は、迅速に対応しましょう。

行方不明者の家族からの相談の場合、その家族は冷静な思考状態ではないことが多いため、民生委員・自治会長は努めて冷静に対応しましょう。

日頃から、近隣地域の情報を掴んでおくことも重要です。

- (1) 相談者が警察に通報したか確認し、通報していなければ
110番するよう働きかける。

親族・知人や区役所、出張所などへも連絡をするよう働きかける。

★ 時間が経つほど行動範囲が広がり、通報の遅れが生存率に関わる。

★ 警察は通常の搜索の他、にいがたポリス
(新潟県警察公式アプリ) で情報提供します。



にいがたポリス
のダウンロード
はこちらから

★ 区役所はハートメールでの周知、出張所は地域によっては防災無線が活用可能。

- (2) 別添【様式7】聞き取りシート(P13参照)やメモで、相談者から聞き取れる範囲で詳しく情報を聞き取る。

★ 相談者から聞き取りがしやすいよう聞き取りシートを活用する。

聞き取りシートの用意がない場合は、メモに残す。

個人情報の公開の可否を必ず確認する。

★ 公開する場合、最近の写真があれば提供してもらう。

★ 地域住民等による搜索を希望するか確認。(必ずしも搜索活動ができるわけではないことも説明)

(3) 搜索協力依頼があったら、既存の連絡網などで、他地区の民生委員や自治会長、福祉関係者※2などへ知らせ、協力可能か確認する。

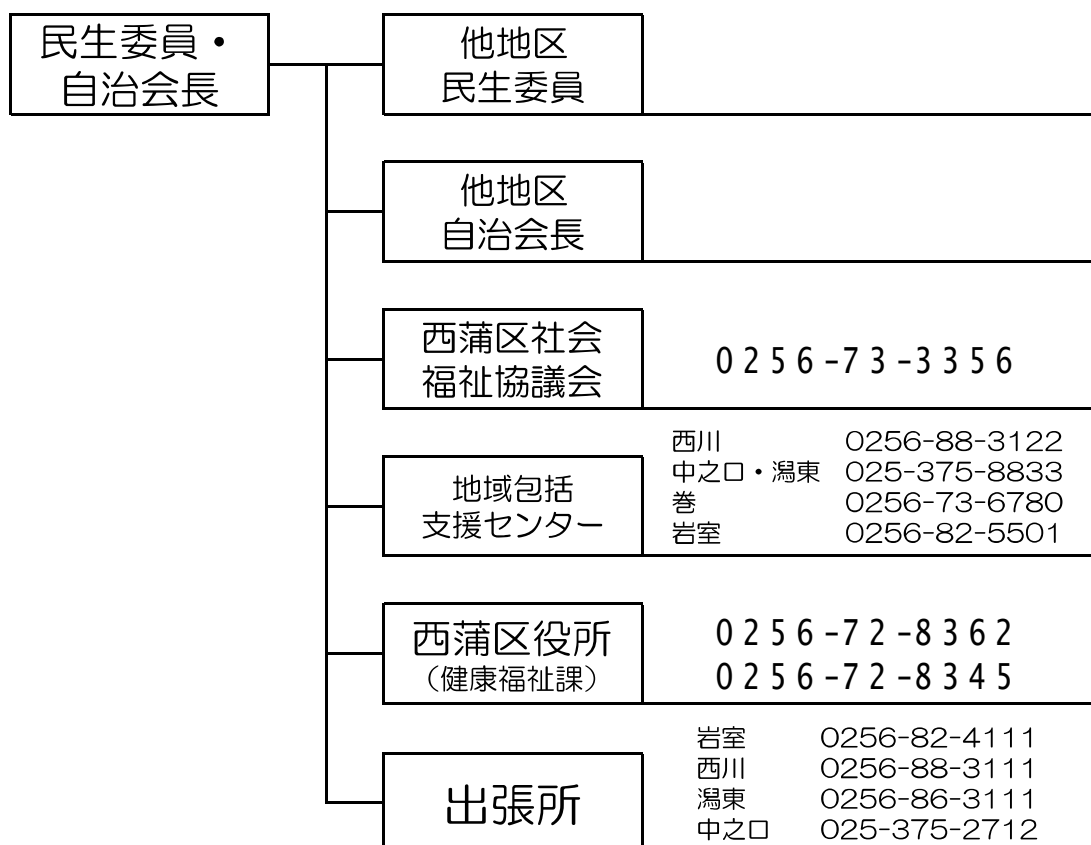
★ 地区により相談できる場合は、民生委員協議会※3会長などへ連絡。

- ① 協力が得られる場合
→ P 9 「搜索の準備」へ
- ② 協力が得られない場合
自分のできる範囲で協力する。

(4) 行方不明者本人が家に戻る可能性があるため、自宅で待機してもらうよう当事者家族または相談者へ働きかける。

★ 今後の連絡体制を確認しておく。

(例4)【様式4】緊急連絡先（民生委員編・自治会長編）



※1 正しくは民生委員・児童委員ですが、わかりやすくするため民生委員と表現。

※2 西蒲区役所（健康福祉課）、西蒲区社会福祉協議会、地域包括支援センター、支え合いのしくみづくり推進員、福祉施設など。

※3 正しくは民生委員・児童委員協議会。わかりやすくするため民生委員協議会と表現。

搜索の準備（P 1 3～搜索編 参照）

（１）自分の担当地区だけで搜索チームを立ち上げる場合

- ① 協力してもらえそうな地域住民にも声をかけ、協力者を募る。
 - ★ 近隣または、他地区の民生委員※¹や自治会長が協力してもらえそうであれば声をかけ、協力を依頼する。
- ② 協力できる人が把握できたら、（例５）を参考に搜索チームを編成し、リーダーを決める。
 - ★ 自身がリーダーになるとスムーズ。
 - ★ リーダーを明確にすることで、指揮がとりやすい。
 - ★ 可能であれば副リーダーも決める。
- ③ リーダーは、搜索本部（集会所やリーダー宅など）を設置し、本部で待機。全体の状況を確認しながら指揮をとる。
- ④ リーダーは、既存の連絡網や別添【様式６】行方不明者発生時フローチャート（P 1 2参照）に基づき、福祉関係者※²などに搜索チームが立ち上がったことを知らせ、搜索協力を依頼する。
- ⑤ リーダーは、搜索活動の範囲や期間を決め、搜索チームに伝える。

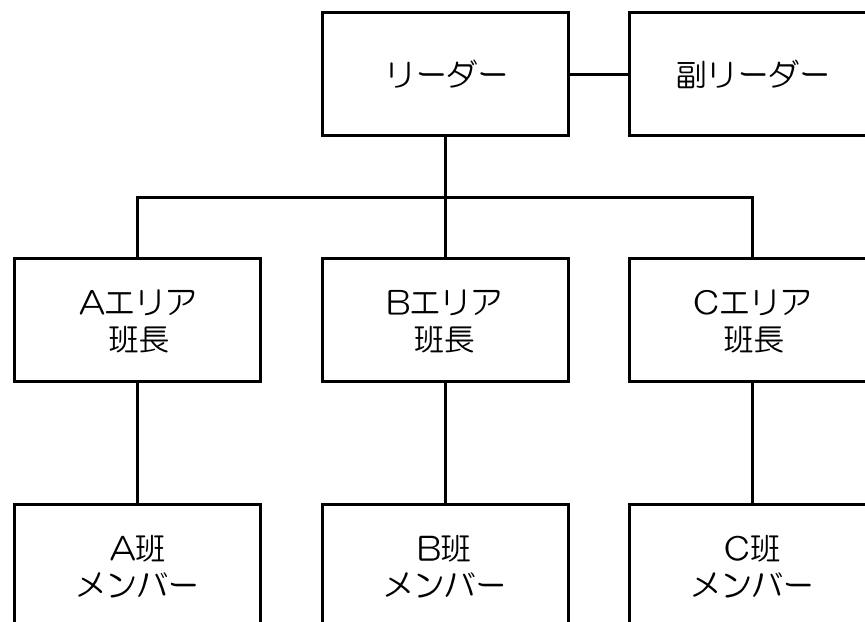
（２）民生委員協議会※³会長などが協力できる場合

民生委員協議会会長などを通じ、既存の連絡網で、他地区の民生委員・自治会長などへ協力を依頼してもらう。
民生委員・自治会長は、地域住民にも声をかけ、協力者を募る。

- ① リーダーは、搜索本部（集会所やリーダー宅など）を設置し、本部で待機。全体の状況を確認しながら指揮をとる。

- ② リーダーは、既存の連絡網や【様式6】行方不明者発生時フローチャートに基づき、福祉関係者※2に捜索チームが立ち上がったことを知らせ、捜索協力を依頼する。
- ③ リーダーは、捜索活動の範囲や期間を決め、捜索チームに伝える。

(例5)【様式5】 捜索チーム編成図



※1 正しくは民生委員・児童委員ですが、わかりやすくするため民生委員と表現。

※2 西蒲区役所（健康福祉課）、西蒲区社会福祉協議会、地域包括支援センター、支え合いのしくみづくり推進員、福祉施設など。

※3 正しくは民生委員・児童委員協議会。わかりやすくするため民生委員協議会と表現。

◆ 普段の備え編

1 いざという時のために

何よりも普段から地域住民が意識し、意図的な見守り体制を作ることが求められます。

普段から組織的に地域で動くことができるよう、話し合っておく必要があります。特に、旗振り役となるリーダーを決めておかないと、いざという時に動くことができません。普段から搜索訓練を行っておくことで、より具体的に動くことができるようになります。

そのためには、自治会の会合など、地域住民が集まる機会などがあれば、事前に福祉関係者※²などに声をかけ、相談してみましよう。

搜索訓練の実施と同時に認知症サポーター養成講座などの勉強会を行うとより効果的です。訓練を実施することで、その地区で行方不明者が発生した場合の搜索体制の必要性が実感でき、その後の対策を地域で話し合うきっかけにもなります。また、地域の見守り体制などの話し合いにもつながります。

認知症への理解が進み、認知症の方やその家族が地域の方々に常に状況を伝えることができる環境を整え、支え合う地域づくりができることが理想です。

2 搜索のためのフローチャートの作成

各地域によって状況が変わるため、自治会単位、コミ協単位など、あらかじめ地域で相談し、マニュアルや別添【様式6】行方不明者発生時フローチャート（例6）参照などを整え、実働可能な状態にしておく必要があります。そのため、日頃からその存在を地域の方へ周知しておく必要があります。

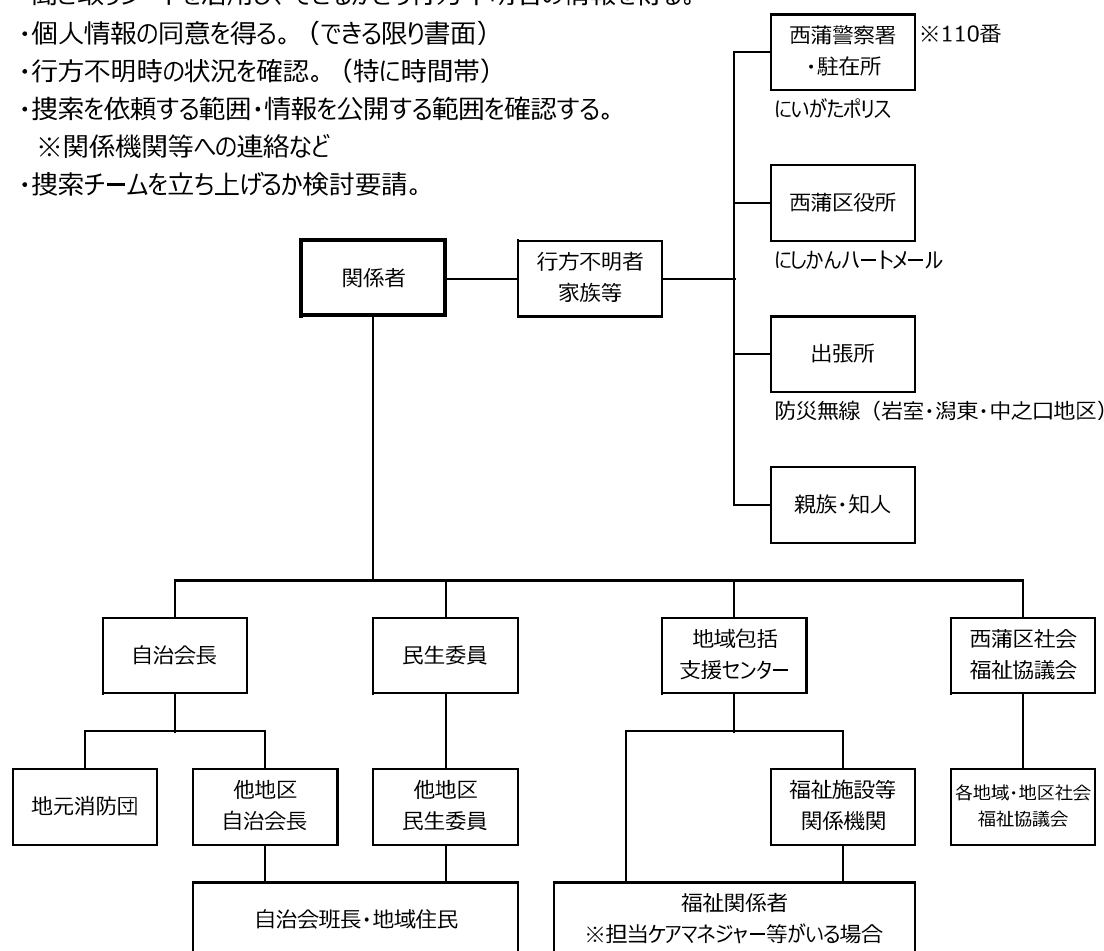
（例6）【様式6】行方不明者発生時フローチャート

行方不明者家族等はどこに一番最初に相談するかわかりません。

一番最初に相談された機関が「関係者」になります。

【関係者】

- ・聞き取りシートを活用し、できるかぎり行方不明者の情報を得る。
- ・個人情報の同意を得る。（できる限り書面）
- ・行方不明時の状況を確認。（特に時間帯）
- ・搜索を依頼する範囲・情報を公開する範囲を確認する。
※関係機関等への連絡など
- ・搜索チームを立ち上げるか検討要請。



- ★ 消防署は、火災などの緊急出動に備える必要があるため、通常の見回り業務などの中で可能な範囲で搜索協力。
- ★ 地元消防団は、可能な範囲で集まり、捜査に協力します。

※1 正しくは民生委員・児童委員ですが、わかりやすくするため民生委員と表現。

※2 西蒲区役所（健康福祉課）、西蒲区社会福祉協議会、地域包括支援センター、支え合いのしくみづくり推進員、福祉施設など。

◆ 検索編

1 相談者から聞き取る内容

別添【様式7】聞き取りシートを活用し、聞き取れる範囲の情報が把握できるようにします。個人情報なので、取り扱いに注意が必要です。情報の公開について同意を得ることが重要です。

【様式7】行方不明者発生時 聞き取りシート

相談日時		令和 年 月 日 時 分		聞き取り人	
相談者の情報					
氏名	男・女		T・S・H	年 月 日 (歳)	
住所			☎		
行方不明者との関係					
警察への相談・捜索	済み (月 日) ・ 未				
親戚・友人などへ 相談・捜索	済み (月 日) ・ 未				
行方不明者の情報			行方不明者の写真の提供、確認は 可能・不可能		
名前			性別	男 女	
生年月日	年 月 日 歳	住所			
世帯構成		身長・姿勢	_____ cm 特徴()		
体格	やせ型・普通・大柄 _____ kg	顔型	丸顔・四角い顔・小顔・三角顔 その他		
眼鏡	あり なし	髪型			
着衣	帽子() 上衣() 下衣() 靴()				
カバン	あり() なし 不明	お金	あり _____ 円 なし 不明		
自分の住所・ 名前は言えるか	言える ・ 言えない	出身 (実家)		普段よく行く 場所	
いなくなった場所			移動手段	徒歩・自転車・原付バイク・自動車 不明	
いなくなった日時 (いなくなったことに気づいた日時)	令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分 ころ				
いなくなった時の 簡単な状況					
物忘れ・情緒不安定	□ある 状況: _____ □ない □不明 □その他()				
介護保険の利用	□ある 状況: _____ □ない □不明 □その他()				
自治会への要望	☐ 自治会内の捜索依頼 ☐ 防災無線での放送 ☐ 他の自治会への情報提供 ☐ 民生児童委員への情報提供 ☐ 消防団への捜索依頼 ☐ 福祉団体への情報提供				
聞き取った情報(写真を含む)を行方不明者の捜査のために、第三者への情報提供等の活用に対して同意いたします。					
氏名 _____					

シートが手元にない場合は、お手元のメモでも良いので署名を求めます。できる限り早めにシートへの署名をしてもらいます。

2 搜索時の注意点

(1) リーダー

- ① リーダーは常に全体を把握するため搜索本部で待機し、適時メンバーに指示を出します。
- ② チーム編成を行い、チームごとに地図で搜索時間と範囲を確認します。
- ③ 必要があれば、相談者や家族等に代わり、福祉関係者や関係機関に連絡をします。
- ④ 搜索に協力してくれる方へ行方不明者の情報をできる限り詳細に知らせ、搜索ポイントなどを伝えます。
 - ★ 個人情報の同意が必要。
 - ★ 搜索ポイントは過去の事例から、駅やバス停、神社、水辺などが挙げられる。
- ⑤ 行方不明者が発見されたら、搜索チームのメンバーに知らせます。

(2) メンバー

- ① 周囲から不審に思われないよう、一人で行動せず、班ごとに搜索します。

地域の方への聞き取りをする場合は、警戒されないようビブスやスタッフジャンパー、名札などを着用し、身分が分かるようにすることが望ましいでしょう。
- ② リーダーの連絡先を確認しておきます。

(3) 行方不明者を発見した場合

- ① 行方不明者の前方から、目線の高さを合わせ、正面から最小人数（できれば一人）で自然に挨拶しながら名前を名乗り、声をかけます。

高い目線や後ろからの声かけ、集団で囲み込まないよう気をつけ、警戒心を抱かせない接し方をしましょう。

- ② まずは落ち着かせてから、本人確認をします。
その際、怪我などがないか体調の確認も行います。
- ③ 本人確認ができたなら、一人は本人に付き添い、安全な
ところに保護します。他のメンバーが警察及びリーダー
に連絡をし、指示を仰ぎます。
- ④ リーダーは行方不明者が発見されたら、メンバーにそ
の旨を知らせます。

◆知識編

1 認知症とは

さまざまな原因により脳に変化がおこり、それまでできていたことができなくなり、生活に支障をきたした状態をいいます。

2 認知症の症状

(1) 認知機能障害

① もの忘れ

- ・覚えられない
- ・同じことを何度も聞く

② 失見当識（しつけんとうしき）

- ・時間の感覚が薄れる
- ・場所や人がわからなくなる

③ 理解・判断力

- ・考えるスピードが遅くなる
- ・同時に2つ以上のことができない
- ・いつもと違う出来事が起こると混乱する
- ・目に見えないしくみが理解できない

④ 実行（遂行）機能

- ・段取りよく行動できない
- ・今までで出来ていたことが出来なくなる

(2) 行動・心理症状 (BPSD)

認知症の行動・心理症状 (BPSD) の多くは、背景にそこにいたる理由があります。

本人の視点に立って、どうしてこの言動が生じたのだろうと、まずは考えてみましょう。本人に理由を尋ねてみる、またはその人の発する言葉・声・表情・しぐさ・行動からも「望んでいること」「困っていること」などを読みとって接することが大切です。

① 不安やうつ

初期には多くの人がおかしいと気づいた自分に不安になり、うつを伴うこともあります。

② いらいらと興奮

今までできたいことができず、自分自身にいら立つことがあります。また、精神状態や体調が悪い時、感情のコントロールができず、興奮状態になることもあります。

③ 幻覚・妄想

アルツハイマー型認知症ではもの盗られ妄想、レビー小体型認知症では幻視を伴うことが少なくありません

④ 歩き回る・道に迷う

一人で出かけて道に迷い、歩き回ってしまうことがあります。

3 対応の工夫

認知症の方がポジティブな気持ちでいれる環境に配慮します。認知症の症状と思われる言動がみられた時は、まず本人の声に耳を傾け、なぜそのような言動をしているのかを探りながら対応します。

対応する人の表情や感情に敏感な方も少なくなく、対応する人の言動により症状が悪化することもあります。その場合は、接し方を変えたり、可能であれば接する人を変えたりしてみましよう。

認知症の方と接する時、行動を制限することや暴言・暴力による対応は絶対にしてはいけません。

対応できない、無理だと思った場合は、地域包括支援センターなどに相談しましょう。緊急を要する場合は、警察（110番）に連絡しましょう。

4 行方不明※4になる理由

認知症の方は、目的があって外出しますが、歩いたりしているうちに目的を忘れることがあります。また、その日の時間帯や周囲の状況の変化などによって混乱し、パニック状態となった時に道に迷ってしまい、そのまま行方不明になることがあります。

※4 認知症の方は、目的があって出かけているので、あてもなく歩き回るという意味の「徘徊」という言葉ではなく、行方不明と表現。

5 認知症の方への基本的な対応

- (1) まずは見守る
- (2) 余裕をもって対応する
- (3) 声をかけるときは一人で
- (4) 背後から声をかけない
- (5) やさしい口調で
- (6) おだやかにはっきりした口調で
- (7) 会話は本人のペースに合わせて

もし、こんな人を見かけたら

- ・ 季節にそぐわない服装をしている
夏なのに、冬用の上着を着ている
冬なのに、半そでのシャツ1枚で歩いている
左右違う靴を履いている。
- ・ 不安な表情で同じ場所を行ったり来たりしている
または、長時間座り込んでいる
- ・ 会話がかみ合わない
短い時間であれば、話を合やすことができる場合がある
ので、少し長めに話をすると症状が現れる場合があります。
- ・ 通常では人が歩かない場所を歩いている
道路の真ん中や高速道路など

人から不意に声をかけられると誰でもびっくりします。

認知症と思われる人を見かけた場合は、上記の7つのポイントに気をつけ、本人の意思、自尊心を尊重する接し方を心がけましょう。

(出典)

内閣府 令和 6 年版高齢社会白書

認知症サポーター養成講座標準教材 認知症を学びみんなで考える

(参考資料)

岩室地区認知症行方不明者検索フロー

中之口地区認知症行方不明者検索フロー

おわりに

令和5年度岩室地区、令和6年度中之口地区、令和7年度中之口地区福島自治会で認知症行方不明者搜索訓練を実施し、その訓練をもとにこの認知症行方不明者搜索マニュアルの策定にいたしました。

行方不明者が出ないことが一番の願いですが、やはり、いざという時に備えておく必要があります。

このマニュアルを策定した目的は、認知症への対策だけではなく、普段からの地域の見守り体制と支え合いのしくみづくりをすることも目的の一つです。

人口が減り、高齢化がますます進む西蒲区で、いつまでも安心して暮らすことができる地域を住民の皆様とともに作り上げたいと思います。

令和7年3月 発行／編集
令和8年3月 一部改正

西蒲区社会福祉協議会 TEL 0 2 5 6 － 7 3 － 3 3 5 6

(協力)

西蒲区役所 健康福祉課 TEL 0 2 5 6 － 7 2 － 8 3 6 2

TEL 0 2 5 6 － 7 2 － 8 3 4 5

地域包括支援センター西川 TEL 0 2 5 6 － 8 8 － 3 1 2 2

地域包括支援センター中之口・潟東 TEL 0 2 5 － 3 7 5 － 8 8 3 3

地域包括支援センター巻 TEL 0 2 5 6 － 7 3 － 6 7 8 0

地域包括支援センター岩室 TEL 0 2 5 6 － 8 2 － 5 5 0 1

支え合いのしくみづくり推進員

塩澤 敏男（西蒲区全域） TEL 0 9 0 － 2 3 0 8 － 9 3 2 9

狩谷 未来（西川圏域） TEL 0 8 0 － 1 1 9 2 － 7 3 4 7

谷原 寛子（中之口・潟東圏域） TEL 0 8 0 － 3 7 1 2 － 2 4 9 3

阿部 昌代（巻圏域） TEL 0 7 0 － 4 4 6 1 － 3 5 0 8

杉山 光順（岩室圏域） TEL 0 7 0 － 4 4 4 4 － 1 1 4 9